

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社M C J
【英訳名】	MCJ Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼会長 高島 勇二
【本店の所在の場所】	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸一丁目14番11号
【電話番号】	0480-36-1234
【事務連絡者氏名】	取締役 石戸 謙二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町二丁目12番5号
【電話番号】	03-3851-3803
【事務連絡者氏名】	取締役 石戸 謙二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	23,651,394	105,016,295
経常利益(千円)	633,797	3,054,139
四半期(当期)純利益(千円)	248,722	1,529,827
純資産額(千円)	18,688,285	18,623,707
総資産額(千円)	45,553,584	47,378,638
1株当たり純資産額(円)	35,957.23	35,835.63
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	511.37	3,164.53
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-
自己資本比率(%)	38.4	36.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	44,484	591,546
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	216,915	1,135,385
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	471,574	2,636,823
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	7,747,677	8,542,102
従業員数(人)	996	956

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社である株式会社シネックスは連結子会社であるフリーク株式会社を吸収合併しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	996	(774)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	25	(4)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
パソコン関連事業(千円)	5,263,610
メディア事業(千円)	331,059
合計(千円)	5,594,669

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当第1四半期連結会計期間の商品仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
パソコン関連事業(千円)	15,703,483
合計(千円)	15,703,483

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当第1四半期連結会計期間の受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
パソコン関連事業	5,268,937	386,539

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
パソコン関連事業(千円)	23,129,974
メディア事業(千円)	521,419
合計(千円)	23,651,394

(注)1.セグメント間の取引については相殺消去しております。

2.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、原油価格や原材料価格の高騰の影響により企業収益が圧迫され、個人消費においても消費者物価指数の上昇により伸び悩み傾向が顕著となり、景気は総じて減速基調で推移いたしました。このような状況の中で、当社グループは、「マウスコンピューター」「パソコン工房」の2ブランドによる完成品パソコンの製造・販売と、CPU（中央演算処理装置）・マザーボードをはじめとするパソコン基幹パーツの卸売・小売を中心に、引き続きマーケットのニーズを的確に汲み取りながら事業を展開してまいりました。また、グループ組織の合理化および収益体質の強化を図るべく、連結子会社間による合併（株式会社シネックスおよびフリーク株式会社）を推し進め、子会社の役割分担の明確化、カンパニー制の再構築（子会社統制ラインの変更）等をおこないました。

当第1四半期においては、UMPCと呼ばれる、インターネット・メール等の使用に主眼を置いた超小型モバイルノートパソコンが注目を浴びたものの、コンシューマー向け完成品パソコンの販売、およびパソコンパーツの店頭小売販売においては他社との競合が激化し、Windows XP搭載機の需要が旺盛であった前年同期と比べ、営業利益面での落ち込みが顕著となりました。しかしながら、パソコン関連事業全体においては、期初予算比での達成率は売上高ベースで約94%、営業利益ベースで約87%、経常利益ベースでは約104%の進捗率となっており、概ね予想どおりに推移しております。

これらの結果、当第1四半期における連結業績は、売上高は23,651百万円、営業利益は424百万円、経常利益は633百万円となり、四半期純利益は248百万円となりました。

事業の種類別セグメント情報は、次のとおりであります。

パソコン関連事業

パソコンの製造・販売部門においては、WEB及びショップにおいて直接販売をおこなうダイレクト販売、家電量販店向けの量販店販売、法人向け販売が、総じて期初見込みを下回る結果となり、営業利益は前年同期比で約45%、期初予算比で約30%減少いたしました。要因としては、平成20年1月に発売されたCPU（45nmモデルのCore 2 Duo）の調達難の影響が当第1四半期前半まで続いたことや、複数の外資系パソコンメーカーが国内市場への販売攻勢を強め、競争が激化してきたこと等が挙げられます。なお、平成20年3月期末における急激な為替変動（円高）が、当第1四半期にかけて緩やかに解消されたため、295百万円のデリバティブ評価益が生じております。

全国に展開する直営店舗販売（小売）部門においては、粗利率はわずかに上昇したものの、売上高は前年同期を下回る形となりました。また、人件費をはじめとする販管費が利益を圧迫し、とりわけ都心部における店舗を中心に売上が低下した結果、122百万円の営業赤字（前年同期は211百万円の営業黒字）となりました。

マルチディストリビュート部門においては、CPU・ハードディスクの代理店販売を中心としながら、組み込み型の高付加価値商材の取扱いと販売に努めた結果、前年同期比で売上高は約15%減少したものの、粗利率は約1.8%増加し、営業利益は約29%、経常利益は約54%増となりました。

パソコンパーツ（マザーボード・グラフィックボード等）の卸売部門においては、前年同期比ではやや減収となりましたが、粗利率の高い高価格帯の製品が引き続き好調であったことや、円高ドル安による為替差益もあり、同部門としては増益基調で推移いたしました。

液晶ディスプレイの製造・販売部門においては、引き続き20インチ以上の大型モデルの需要が旺盛でした。国内市場における販売は6%弱の減収となりましたが、採算性は確保しております。一方、欧州市場における販売は底堅い景気推移を背景に引き続き好調となり、営業利益ベースでは前年同期比で約60%増となりました。

パソコン周辺機器（デジタルオーディオプレーヤー）の販売部門においては、売上高ベースでは前年同期を上回ったものの、調達コストの増加等により粗利率が3%低下し、12百万円の営業赤字となりました。また、モバイル放送株式会社による衛星動画配信サービス「モバHO!」の打ち切りに伴い、専用端末機器の開発費用および在庫処分費用として70百万円の特別損失（事業整理損失引当金繰入額）が発生しております。

外国為替証拠金取引事業部門においては、引き続き採算性を確保いたしました。

以上の結果、当事業における売上高は23,131百万円、営業利益は324百万円となりました。

メディア事業

メディア事業部門においては、コンピューター関連書籍の競合出版社の一部が市場から撤退したこともあり、各書店における商品陳列スペースの拡大に成功し、Windows Vista、Microsoft Office2007を中心とするパソコン専門書の販売が極めて好調となりました。この結果、当事業における売上高は521百万円、営業利益は93百万円となりました。

(2)財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は45,553百万円となり、前連結会計年度末比1,825百万円の減少となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が1,605百万円減少したことによるものであります。

負債合計は26,865百万円となり、前連結会計年度末比1,889百万円の減少となりました。これは主に、借入金の返済により借入金が278百万円純減したこと及び法人税等の支払による未払法人税等が706百万円減少したことによるものです。

純資産合計は18,688百万円となり、前連結会計年度末比64百万円の増加となりました。これは主に、当第1四半期純利益248百万円に対し、前連結会計期間に係る配当金153百万円の支払があったことによるものであります。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて794百万円減少し、当第1四半期連結会計期間末は7,747百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において営業活動の結果使用した資金は44百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益550百万円及び売上債権の減少額1,524百万円等の増加要因に対し、たな卸資産の増加額1,029百万円及び法人税等の支払額958百万円等の減少要因によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は216百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出108百万円及び無形固定資産の取得による支出131百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は471百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入500百万円に対し、長期借入金の返済728百万円及び配当金の支払額117百万円によるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 基本方針の内容

当社グループは、当社、連結子会社18社及び持分法適用関連会社1社の計20社で構成され、パーソナルコンピューターの製造・販売事業を起点として、パソコン関連事業、メディア事業の2つのセグメントに分類される事業を展開する企業グループであります。

パソコン関連事業

主力事業であるパソコン関連事業においては、パソコンの使用環境及び使用用途が多様化する現代において、お客様のパソコンに対するニーズの違いを、お客様とともに考える技術者集団でありたい、お客様から「私の、わが社のメーカー」と呼ばれるメーカーになることを標榜し、全社員による目標・価値観の共有、社員のプロフェッショナルリズムの育成、幹部社員のマネジメント能力の育成に取り組んでまいりました。

また、パソコンパーツメーカーとの連携・協力の下、新技術が盛り込まれた最新のパーツを搭載したパソコン及びパソコン周辺機器を開発し、開発した商品をユーザビリティに優れたBTO（受注生産）方式により、お客様のニーズにきめ細かく応えていくことで、お客様の信頼を獲得し、企業価値を高めてまいりました。

メディア事業

当社グループは、総合IT企業グループを標榜し、IT書籍の出版事業、コミュニケーションポータルサイト事業など、周辺事業領域を営む会社との積極的な資本・業務提携等により、当社グループの事業領域の拡大による企業価値の向上を図ってまいりました。

当社の事業拡大の過程は、相手先企業の持つ事業の強み、特色を活かせる環境を提供し、自律的な成長を促すことで、その会社が本来有している価値を顕在化させるという、中長期的な視点に立った企業価値向上の取り組みであります。

当社の企業価値は、株主様、お客様、お取引先様、従業員、及び事業パートナーといったステークホルダーとの間で築きあげてきた良好な信頼関係から成り立っており、中長期的視点に立ったステークホルダーとの信頼関係こそが、当社の企業価値を支える基盤であるといえます。

当社は、上述のとおり、中長期的な視点に立って企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。しかしながら、最近、我が国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等を経ることなく、株主の皆様への十分な情報の開示もなされないまま、突如として株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問わない。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」（注1）といい、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を「大規模買付者」という。）を行う動きが起きており、このような敵対的な大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損する恐れのあるものや、大規模買付行為を株主の皆様が強要する恐れのあるものが含まれる可能性があります。もちろん、このような大規模買付行為が行われた際に、当社株券等を売却するかどうかの判断は、当社株券等を保有する株主の皆様にご判断いただくことであり、一概に大規模買付行為を否定するものではありませんが、このような大規模買付行為が突如として行われた場合に、株主の皆様が大規模買付者が提示する買収提案が妥当であるか否かを適切にご判断いただくためには、株主の皆様に対して、大規模買付者から判断に必要な情報が十分に提供されること、並びに、当社の経営を担い、当社の事業の特性を理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等が、十分かつ適切に株主の皆様提供されることが極めて重要であると当社取締役会は考えております。

なお、当社及び当社子会社の役員及びその関係者（以下、「当社役員等」という。）が保有する当社株式の保有比率の合計は、平成20年3月31日現在で約38%となっておりますが、当社の創業者であり、当社の代表取締役社長兼会長である高島勇二がその大半である約32%を保有しており、今後も当社の安定株主として継続保有する意向ですが、偶発的、突発的な事故や健康上の問題等から不測の事態が発生し、その結果として相続、譲渡、処分等がなされた場合には、当社の株主構成に大きな変化が生じることが予想されます。

また、当社は、当社グループの成長戦略として、従来より積極的にM&Aを活用してまいりましたが、今後におきましても、当社グループの成長及び企業価値の向上に資すると判断した案件が発生した場合には、随時M&Aを実施し、その買収原資を金融機関からの借入の他、第三者割当等により資本市場から調達する可能性があります。その場合においては、発行済株式数の増加に伴い、結果として当社役員等が保有する当社株式の保有比率が低下することとなり、当社の企業価値及び株主共同の利益を恣意的に毀損するような大規模買付行為が発生するおそれが増大すると考えられます。

このような考えから、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様が、当該大規模買付行為に応じるか否かの判断をするに必要かつ十分な情報、選択肢、時間を確保するためには、当社株式等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを守らない場合、あるいは大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、下記2ウに記載する対抗措置を講じるものであります。

注1：本対応方針における「大規模買付行為」とは、以下の 又は に該当する買付等をいうものとする。

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいい、以下別段の定めがない限り同じとする。）について、保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券保有割合をいい、以下同じとする。）が20%以上となる買付その他一切の取得。

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。）について、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいい、以下同じとする。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいい、以下同じとする。）及びその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認める者を含み、以下同じとする。）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け。

2. 基本方針の実現に資する取組み

ア. 大規模買付ルールの内容

(1) 意向表明書

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、及び提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を明示した書面（以下「意向表明書」という。）を提出していただきます。

(2) 十分な情報の提供

当社取締役会は、上記意向表明書を受領後7営業日以内に、大規模買付者に対して、当社の株主の皆様が大規模買付行為について適切な判断をするため、並びに当社取締役会及び後述する独立委員会の適切な評価・検討のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報（以下「大規模買付情報」という。）の提供を求める必要情報のリストを交付します。

大規模買付者は、大規模買付情報のリストの受領後速やかに大規模買付情報を当社取締役会に対し提出していただくこととし、当社取締役会は大規模買付情報を受領後、速やかに独立委員会に提出いたします。

(3) 大規模買付情報の内容

大規模買付情報の具体的な項目は、大規模買付行為の内容によって異なりますが、主な項目は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の沿革、役員構成、事業内容、資本構成、主要株主、直近3年間の財務諸表、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）

大規模買付行為の目的及び具体的内容

大規模買付者及びそのグループの当社株券等の保有数及び議決権保有割合

大規模買付行為における当社株券等の取得対価の算定根拠、取得資金の裏付け（資金調達の具体的内容及び条件を含む。）

大規模買付行為の完了後の当社経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、労務政策並びに資産活用策

大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の従業員、取引先、顧客並びにその他のステークホルダーに対する対応方針

なお、当社取締役会が、ご提出いただいた大規模買付情報の内容に不明な点があり、又はより詳細な説明が必要であると判断した事項については、適時、追加で情報の提供を求める場合があります。また、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実、大規模買付行為の概要及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、その事実を速やかに公表するとともに、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる内容を、当社取締役会が適切と判断する時期に開示いたします。

(4) 当社取締役会の評価期間

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した日から60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との条件に関する交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案の立案等のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として確保されるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後に開始されるものとし、取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価及び検討し、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、これを開示します。

イ. 独立委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールの適正な運用及び取締役会による恣意的な判断を防止するための機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、又は弁護士・公認会計士・学識経験者・実績ある会社経営者等社外有識者の中から選任された委員3名以上で構成されます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された大規模買付情報及び大規模買付情報に対する当社取締役会の評価・意見等を独立委員会に提出し、独立委員会は、大規模買付情報、取締役会の評価・意見等、及び外部専門家の意見を参考に検討を行い、適時取締役会に勧告を行います。独立委員会の主な権能及び活動内容は以下のとおりとします。

独立委員会は、大規模買付者が提供した大規模買付情報に不足があるとき、又は提供された情報につき補足の情報が必要であると判断したときは、直接又は当社取締役会を通じ大規模買付者に対し、合理的に必要と考える情報の提供を求めることができるものとします。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かについて検討した結果を取締役会に勧告します。大規模買付ルールを遵守していない旨の勧告を行う場合は、併せて後述の大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に勧告します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していると判断した場合に、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否かについて検討し、その結果を取締役会に勧告します。大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備している旨の勧告を行う場合には、併せて大規模買付対抗措置の発動の是非について取締役会に勧告します。また、独立委員会は、大規模買付行為が大規模買付対抗措置の発動要件を具備していないと判断した場合には、取締役会に対し、その旨の勧告と大規模買付対抗措置を発動すべきでない旨の勧告を行います。

その他、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項及び独立委員会が取締役会に勧告すべきと判断した事項について、勧告を行います。

なお、独立委員会が当社取締役会への勧告を行うにあたっては、当社の費用により第三者である外部専門家の助言を得ることができるものとします。

大規模買付対抗措置の発動又は不発動は、最終的には当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ず独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、独立委員会が取締役会の判断の公正さを確保する手段として機能するよう位置付けております。

ウ．大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後述の大規模買付対抗措置の発動の要件をみだす場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。具体的な大規模買付対抗措置の一つとして株主に対する無償割当の方法によって発行される新株予約権の概要は、別紙1に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件及び当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付する場合があります。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合に、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び大規模買付情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替の提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると独立委員会が判断し、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告がなされた場合は、原則として、当社取締役会は相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。なお、独立委員会が上記判断のもと、大規模買付対抗措置を発動すべきとの勧告を行った場合でも、大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断した場合は、大規模買付対抗措置の発動を決議しない可能性があります。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

・当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）

- ・当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- ・当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- ・当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- ・最初の買付で、全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定したり、二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主の皆様様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合
- ・大規模買付者による経営権取得及び経営権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損する恐れがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
- ・大規模買付行為における買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付である場合

（３）大規模買付対抗措置の発動手続

当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しておらず、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告がなされた場合に、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社又は当社株主に著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。但し、独立委員会により、大規模買付行為が上記ウ（２）

から の要件を具備し、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

また、当社取締役は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

但し、当社取締役会は、必要に応じて大規模買付者と協議・交渉を行い、大規模買付対抗措置としての新株予約権の無償割当を決議した後であっても、大規模買付者から大規模買付行為の撤回等、大規模買付対抗措置の発動の判断の基礎となった事項に重要な変更が生じた場合には、新株予約権の無償割当の中止、又は新株予約権を無償にて取得（無償割当の効力発生後の場合）する旨の決議を行うことができるものとします。

エ．大規模買付ルールの有効期間等

大規模買付ルールの有効期間は、本定時株主総会終結の時から、平成21年6月開催予定の第11回定時株主総会終結の時までとし、以降、大規模買付ルールを継続するか否かについては、毎年定時株主総会に付議し、出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同をもって継続するものとします。

当社取締役会は、大規模買付ルールの有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付ルールの趣旨に反しない範囲かつ独立委員会の承認を得た上で、大規模買付ルールの修正又は見直しを行うことができるものとし、また当社の株主総会又は取締役会において大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、大規模買付ルールは廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他法令若しくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈、運用の変更があった場合に、合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、大規模買付ルールを修正又は変更する場合があります。

オ．大規模買付ルールの合理性

大規模買付ルールは、ウ（２）のとおり、大規模買付対抗措置発動の要件を明確に定めており、当社取締役会による恣意的な発動を排除する仕組みとなっております。

カ．株主の皆様への影響等

（１）大規模買付ルールの導入が株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールの導入時には、新株予約権の発行は行われませんので、大規模買付ルール導入による株主の皆様への法的権利及び経済的利益に直接的な影響を与えることはありません。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見の提供を受けるとともに、株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、当社株主全体の利益の保護につながるものと考えております。従いまして、大規模買付ルールの導入は、株主の皆様が適切な投資判断を行うための前提となるものであり、株主の皆様への利益に資するものであると考えております。

（２）大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様に与える影響等

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、あるいは大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付対抗措置を発動します。但し、その場合であっても、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しなかった大規模買付者を除く。）が、法的権利及び経済的利益面において特別な損害を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合は、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様に与える具体的な影響は以下のとおりです。

大規模買付対抗措置として実際に新株予約権を割当て、新株予約権が行使された場合

対抗措置として新株予約権の割当てを行った場合には、株主の皆様には、新株予約権を取得するために所定の期間内にお申し込みをしていただく、又は新株予約権の行使により株式を取得するために、一定の金額の払い込みをしていただく必要がある場合があります。株主の皆様が、新株予約権を行使していただき当社株式を取得していただくことにより、保有比率の低下や財産的な損失は生じませんが、但し、当社取締役会が新株予約権を当社株式と引き換えに取得することができる場合と定めた場合には、当社が手続をとれば、当社取締役会が取得の対象として決定した新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価格相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式を取得することになります。この場合に、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するため、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、大規模買付ルールに違反した大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合には、結果的に、その法的権利又は経済的利益面において不利益が発生する可能性があります。大規模買付ルールの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意喚起するものであります。

大規模買付対抗措置の発動を中止した場合等

対抗措置の発動後、当社取締役会の決定により、新株予約権の割当中止、新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、又は新株予約権の発行の差し止めが決定された場合には、一株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、上記のような場合に、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以上

(別紙1)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会において別途定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は当社取締役会が基準日として定める日における当社の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
発行する新株予約権の総数は、当社取締役会が定める数とする。
4. 新株予約権の発行価額
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使条件
特定大量保有者(注1)、特定大量保有者の共同保有者、特定大量買付者(注2)、特定大量買付者の特別関係者、もしくはこれらのないしこの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又はこれらでないしに該当する者の関連者(注3)(以下、ないしに該当するものを「非適格者」という。)は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 取得条項
当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得する事が適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換に、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
9. 新株予約権証券
新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。
10. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上

- 注1：「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。
- 注2：「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含む。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認めるものをいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。
- 注3：ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたものをいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事務の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいいます。

(5)研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,022千円であります。
なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった設備の新設についての重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、売却等の計画はありません。

前連結会計年度末に計画中であった設備の新設のうち、当第1四半期連結会計期間の投資金額は、次のとおりであります。

重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグ メントの名称	設備の内容	投資金額 (千円)
株式会社ユニットコム	新設店舗（国内）	パソコン関連事業	新規店舗開設等	73,790

(注) 上記金額は、消費税等控除後で表示しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,513,716
計	1,513,716

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	492,386	492,386	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	492,386	492,386	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権は次のとおりであります。
平成16年6月28日定時株主総会決議(株式会社M C J 第2回新株予約権)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,040個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	3,120株(注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額	76,750円(注)2・5
新株予約権の行使期間	自平成19年7月21日 至平成24年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 76,750円 資本組入額 38,375円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 株式の分割又は併合が行われる場合、払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）又は自己株式の処分が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員若しくは監査役の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (3) 権利行使期間中に死亡した新株予約権の割当を受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。但し、再承継はできない。
- (4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

5. 平成17年12月6日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

平成17年6月28日定時株主総会決議（株式会社M C J 第4回新株予約権）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	890個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,670株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	69,162円(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月21日 至 平成25年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 69,162円 資本組入額 34,581円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

- (2) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、終値という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、その金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値の金額とする。なお、新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）又は自己株式の処分が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (3) 権利行使期間中に死亡した割当を受けた者の相続人は、1 名に限り権利を承継することができる。但し、再承継はできない。
- (4) その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

旧商法第280条ノ20の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成17年9月21日取締役会決議（株式会社M C J 第3回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	4,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株(注)1・6
新株予約権の行使時の払込金額	86,466円(注)2・6
新株予約権の行使期間	自平成19年1月28日 至平成22年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 87,799円 資本組入額 43,900円 (注)3・6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が下記の(注)2の規定に従って、払込金額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は新設分割若しくは吸収分割を行う場合、払込金額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (3) 時価を下回る払込金額で普通株式を新たに発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合等を除く)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整される。

なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から、当社の保有する当社普通株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{新発行・処分前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

新株予約権の発行価額(1株当たり1,333円)と、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額(1株当たり86,466円)の合計額をもって新株式の発行価額とする。資本に組み入れない金額は、発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役又は従業員の場合は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。但し、任期満了による退任、定年退職又は当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の払込日時点で当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員でない本新株予約権者が権利を行使するときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- (3) 本新株予約権の譲渡、質入、その他の処分を行った場合は行使を認めないものとする。また、相続が発生した場合にも行使を認めないものとする。
- (4) 本新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。
- (5) 新株予約権者は、権利行使請求日の前営業日の当社株価終値（当該日の終値がない場合は、その前営業日）が金280,000円（以下「基準株価」という）以上であれば権利行使をすることができるものとする。但し、上記（注）2の調整が行われた場合には基準株価も上記（注）2に準ずる調整を行うものとする。
- (6) その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約で定めるところによる。

5. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成17年12月6日開催の取締役会決議により、平成18年2月20日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

(3) 【ライツプランの内容】

当社は、平成20年6月27日開催の第10回定時株主総会において、買収防衛策の導入を決議しておりますが、当該買収防衛策に基づく新株予約権は発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日		492,386		3,775,035		8,363,218

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動の把握はしておりません。

- (注) 1 シオズミアセットマネジメント株式会社から平成20年6月2日付で提出された変更報告書（金融商品取引法第27条の26第2項に基づく報告書）により、平成20年5月30日現在、同社が27,937株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

- 2 スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成20年7月4日付で提出された変更報告書（金融商品取引法第27条の26第2項に基づく報告書）により、平成20年6月30日現在、同社が42,061株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、シオズミアセットマネジメント株式会社及びスパークス・アセット・マネジメント株式会社の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有株式数の割合 (%)
シオズミアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門3丁目12番1号 ニッセイ虎ノ門ビル3階	27,937	5.67
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎	42,061	8.54

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,999	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 486,373	486,373	-
端株	普通株式 14.92	-	-
発行済株式総数	492,386.92	-	-
総株主の議決権	-	486,373	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,236株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1,236個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社M C J	埼玉県北葛飾郡杉戸 町杉戸一丁目14番11 号	5,999	-	5,999	1.21
計	-	5,999	-	5,999	1.21

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	40,000	39,000	31,450
最低(円)	30,000	27,310	20,250

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第10期連結会計年度 新日本監査法人

第11期第1四半期連結累計期間 優成監査法人

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,796,580	8,612,632
受取手形及び売掛金	8,667,502	10,272,827
営業投資有価証券	166,181	166,692
商品及び製品	12,095,110	10,989,557
仕掛品	87,001	84,701
原材料及び貯蔵品	1,712,756	1,883,211
その他	4,013,900	4,349,342
貸倒引当金	113,342	121,140
流動資産合計	34,425,690	36,237,825
固定資産		
有形固定資産	1 2,149,858	1 2,111,733
無形固定資産		
のれん	2 5,627,977	2 5,718,483
その他	428,950	411,691
無形固定資産合計	6,056,928	6,130,175
投資その他の資産		
投資その他の資産	2,965,238	2,940,815
貸倒引当金	44,131	41,911
投資その他の資産合計	2,921,107	2,898,903
固定資産合計	11,127,893	11,140,812
資産合計	45,553,584	47,378,638
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,403,308	6,615,078
短期借入金	10,816,725	11,433,389
未払法人税等	272,003	978,705
その他	5,064,939	5,720,271
流動負債合計	22,556,976	24,747,445
固定負債		
社債	299,600	349,700
長期借入金	3,476,336	3,137,760
その他	532,385	520,025
固定負債合計	4,308,321	4,007,485
負債合計	26,865,298	28,754,930

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,775,035	3,775,035
資本剰余金	9,540,558	9,540,558
利益剰余金	4,507,773	4,386,887
自己株式	359,062	358,788
株主資本合計	17,464,304	17,343,692
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	76,399	73,263
繰延ヘッジ損益	2,927	14,715
為替換算調整勘定	103,898	174,269
評価・換算差額等合計	24,571	86,290
新株予約権	16,000	16,000
少数株主持分	1,183,410	1,177,724
純資産合計	18,688,285	18,623,707
負債純資産合計	45,553,584	47,378,638

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	23,651,394
売上原価	19,595,683
売上総利益	4,055,710
販売費及び一般管理費	3,630,771
営業利益	424,938
営業外収益	
受取利息	6,259
受取配当金	977
負ののれん償却額	4,604
投資有価証券売却益	5,754
デリバティブ評価益	295,437
その他	40,883
営業外収益合計	353,916
営業外費用	
支払利息	43,962
持分法による投資損失	6,155
為替差損	67,153
その他	27,787
営業外費用合計	145,058
経常利益	633,797
特別利益	
貸倒引当金戻入額	5,342
投資有価証券売却益	2,806
その他	128
特別利益合計	8,277
特別損失	
固定資産売却損	1,133
減損損失	4,939
事業整理損失引当金繰入額	70,547
その他	14,576
特別損失合計	91,196
税金等調整前四半期純利益	550,878
法人税、住民税及び事業税	236,753
法人税等調整額	52,293
法人税等合計	289,046
少数株主利益	13,109
四半期純利益	248,722

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	550,878
減価償却費	89,896
減損損失	4,939
のれん償却額	104,098
負ののれん償却額	4,604
受取利息及び受取配当金	7,236
支払利息	43,962
持分法による投資損益(は益)	6,155
投資有価証券売却損益(は益)	8,560
投資有価証券評価損益(は益)	8,139
デリバティブ評価損益(は益)	295,437
事業整理損失引当金の増減額(は減少)	70,547
売上債権の増減額(は増加)	1,524,705
たな卸資産の増減額(は増加)	1,029,139
仕入債務の増減額(は減少)	110,781
未収入金の増減額(は増加)	27,366
未払金の増減額(は減少)	39,160
前受金の増減額(は減少)	35,682
預り金の増減額(は減少)	90,744
その他	19,205
小計	955,302
利息及び配当金の受取額	6,836
利息の支払額	48,307
法人税等の支払額	958,316
営業活動によるキャッシュ・フロー	44,484
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	3,910
定期預金の払戻による収入	25,537
有形固定資産の取得による支出	108,426
有形固定資産の売却による収入	1,141
無形固定資産の取得による支出	131,259
差入保証金の差入による支出	35,713
差入保証金の回収による収入	16,795
投資有価証券の取得による支出	89,944
投資有価証券の売却による収入	115,933
子会社株式の取得による支出	1,810
その他	5,259
投資活動によるキャッシュ・フロー	216,915

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	50,000
長期借入れによる収入	500,000
長期借入金の返済による支出	728,088
社債の償還による支出	70,100
配当金の支払額	117,122
少数株主への配当金の支払額	5,289
その他	973
財務活動によるキャッシュ・フロー	471,574
現金及び現金同等物に係る換算差額	61,450
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	794,424
現金及び現金同等物の期首残高	8,542,102
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,747,677

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用</p> <p>国内連結子会社が通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準については、従来、原価法又は低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ29,619千円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用しております。</p> <p>これに伴う、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
棚卸資産の評価方法	<p>棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
（自平成20年4月1日
至平成20年6月30日）

（事業整理損失引当金）

国内連結子会社である株式会社river japanは、モバイル放送株式会社が提供する衛星放送サービス「モバHO!」受信機能を搭載したマルチメディアプレーヤー等を販売しておりますが、平成20年7月29日付にてモバイル放送株式会社よりモバイル放送事業の終了について公表があったため、現段階で想定される見積もり可能な損失額を事業整理損失引当金として計上しております。この結果、事業整理損失引当金繰入額70,547千円を特別損失に計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,229,849千円であり ます。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,104,055千円であ ります。
2 のれん及び負ののれんは、両者を相殺した差額を無形 固定資産に「のれん」として表示しております。相殺 前の金額は次のとおりであります。	2 のれん及び負ののれんは、両者を相殺した差額を無形 固定資産に「のれん」として表示しております。相殺 前の金額は次のとおりであります。
のれん 5,955,920千円	のれん 6,051,031千円
負ののれん 327,942千円	負ののれん 332,547千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は 次のとおりであります。
給与手当 1,057,630千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)
現金及び預金勘定 7,796,580千円
預金期間が3か月を超える定期預金 48,902千円
現金及び現金同等物 7,747,677千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	492,386

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	6,006

3. 新株予約権等に関する事項

第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株
新株予約権の四半期連結会計期間末残高	16,000千円(親会社16,000千円、連結子会社 - 千円)

4. 配当に関する事項
配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	153,212	315	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金

5. 株主資本の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(1)通貨関連

区分	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建	813,772	813,155	617
	買建	434,534	423,283	11,251
合計		-	-	10,633

(注) 1. 時価の算定方法については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(2)金利関連

区分	取引の種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	スワップ取引	26,670	37	37
合計		26,670	37	37

(注) 1. 時価の算定方法については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	パソコン 関連事業 (千円)	メディア事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する 売上高	23,129,974	521,419	23,651,394	-	23,651,394
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	1,816	181	1,997	1,997	-
計	23,131,791	521,600	23,653,391	1,997	23,651,394
営業利益	324,841	93,585	418,426	6,511	424,938

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業内容

(1) パソコン関連事業 : パソコン及びパソコン周辺機器の製造販売、パソコンモニター及びディスプレイの製造販売

(2) メディア事業 : パソコン関連専門書等の出版

3. 会計処理の方法の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益がパソコン関連事業で29,619千円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用しております。これによるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	欧州	その他の地域	計
海外売上高(千円)	2,342,415	134,287	2,476,703
連結売上高(千円)			23,651,394
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	9.9	0.6	10.5

(注) 1. 海外売上高は、連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

3. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 欧州.....ドイツ、オランダ、イギリス、フランス等

(2) その他の地域.....米国、中国等

(企業結合等関係)

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称

株式会社シネックス、フリーク株式会社

事業の内容

株式会社シネックス PC及びPC周辺機器パーツの卸売・販売事業

フリーク株式会社 ハードディスクドライブの卸売事業

(2) 企業結合の法的形式

株式会社シネックス(当社の連結子会社)を存続会社とし、フリーク株式会社(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(3) 結合後企業の名称

株式会社シネックス(当社の連結子会社)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

(イ) 吸収合併の目的

本件合併により間接コストを削減することで事業効率を高め、かつグループ経営のスリム化を図るものであります。

(ロ) 吸収合併の期日

平成20年5月1日

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 35,957円 23銭	1 株当たり純資産額 35,835円 63銭

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 511円 37銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	248,722
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	248,722
期中平均株式数 (株)	486,383
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(株式会社シネックスとフリーク株式会社の合併にかかる株式買取請求)

当社の連結子会社である株式会社シネックスは、平成20年 2 月22日に合併契約を締結し、平成20年 5 月 1 日を合併期日として、連結子会社であるフリーク株式会社と吸収合併いたしました。当該合併に関し、会社法第797条第 1 項による反対株主からの株主買取請求 (1,370,200株) を受け、東京地方裁判所に対して株式買取価格の決定の申立をしております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社M C J

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 狐塚利光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社M C Jの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社M C J及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。